



## 新型コロナ感染に係る「登校判断」について

コロナに感染した場合、隔離期間解除の連絡は保健所より行われます。しかし、濃厚接触者や接触者の判断など、細かい判断については、業務ひっ迫の現状から対応が遅く、「登校の時期」について判断に困るケースが生じることが予想されます。そこで、学校医の指導の下、下記のように判断のめやすを設けましたので、ご理解頂き、各家庭において対応をお願い致します。

### 登校の判断のめやす

#### 1 児童が感染者の場合

発症後 10 日間(解熱して 3 日間)経過すれば隔離解除 ⇒ **最短：11 日目より登校可能**

◆コロナ感染者は、**発症後 10 日間(以上)**かつ**解熱後 3 日間**でウィルス排出(感染力)がほぼなくなる。

#### 2 児童が濃厚接触者の場合

※陽性者と隔離されている場合

陽性者との最終接触日から 14 日間は出席停止 ⇒ **最短：15 日目より登校可能**

◆濃厚接触の場合、感染の可能性が高く、潜伏期 7~10 日間のため、**14 日間は健康観察期間**とする。

\*健康観察期間中に発症した場合は、さらに「1」の隔離期間を経た後、隔離解除(登校可能)となります。

\*陽性者が家族で、隔離できない状況の場合は、陽性者の隔離解除から 14 日間の健康観察期間となるため、長期の隔離期間が必要になる場合があります。

#### 3 児童が濃厚接触者(家族)の接触者の場合

家族の「陰性」が確定するまでは「出席停止」 ⇒ **「陰性」確定の翌日より登校可能(1週間程度の健康観察)**

◆濃厚接触者の接触者の場合、感染の可能性が低いことから**最低 7 日間の健康観察**でよい。

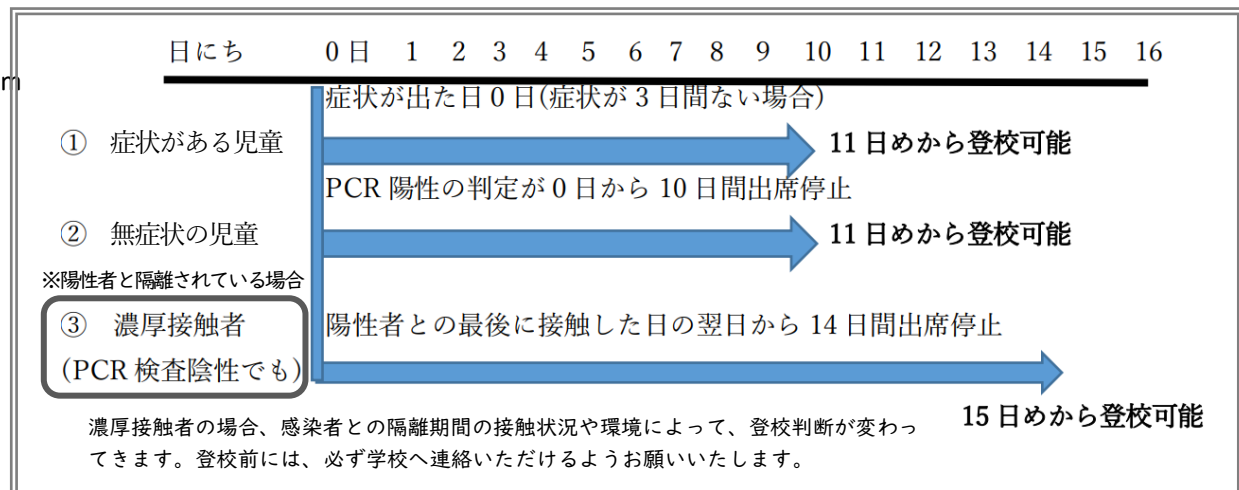
\*健康観察の期間中は、しっかり体調管理を行い、風症状がみられた場合は登校を控える。

### 留意点

\*家族内に 1 人でも感染者がいる場合は、その方が隔離解除になるまでは感染の機会(ウィルス排出)があると考えて、さらに潜伏期の日数分(10 日程度)の健康観察をしないと、登校後に発症というケースがあります。そのことから、**最短でも 15 日目からの登校**となります。

\*本人が陽性となり、隔離期間を経て隔離解除となった場合でも、他の家族の陽性者が隔離期間を満たしていない場合は、隔離期間満期まで登校できません。つまり、**家族全員が隔離解除となった翌日から登校可能となります。**

### 新型コロナ感染症陽性児童の登校判断フロー図



濃厚接触者の 3 条件：(1)マスクなし(不適切な使用含む)、(2)15 分以上の接触、(3)1 m 以内の接触 ※同居家族